

○茅ヶ崎公園体験学習センター条例施行規則

平成30年7月2日

教育委員会規則第4号

改正 令和元年12月16日教委規則第4号

令和3年6月2日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 条例第3条の規定による休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(令3教委規則6・一部改正)

(開館時間)

第3条 条例第3条の規定による開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(利用の申請等)

第4条 条例第4条第1項の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、茅ヶ崎公園体験学習センター利用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別表に定める受付期間（ロッカーにあつては、教育委員会が別に定める受付期間）内における開館日の午前9時から午後5時までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつた場合において、利用の承認をするときはその旨を、利用の承認をしないときはその旨及びその理由を、茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

4 茅ヶ崎公園体験学習センター（以下「センター」という。）の施設のうち集会室、実習

室、録音室及び点訳室並びにこれらの施設の附属設備のうち条例別表の２の項の表に掲げるもの並びにロッカー（以下これらを総称して「集会室等」という。）の利用の決定は、申請の順に行う。ただし、２以上の者が同時に同一の内容を申請したときは、抽選により申請の順を決定するものとする。

- ５ 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会室等を利用する際に利用決定書を関係職員に提示しなければならない。

（令元教委規則４・一部改正）

（利用の取消し）

第５条 利用者は、集会室等の利用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎公園体験学習センター利用取消届に利用決定書を添えて教育委員会に届け出なければならない。前条第２項の規定は、この場合について準用する。

（利用の内容の変更申請）

第６条 利用者は、条例第６条の承認を受けようとするときは、茅ヶ崎公園体験学習センター利用変更申請書に利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- ２ 第４条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第３項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター利用変更決定書」と読み替えるものとする。

（利用の承認の取消し等）

第７条 教育委員会は、条例第７条の規定により利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止させるときは、茅ヶ崎公園体験学習センター利用取消・制限・中止決定書により、遅滞なくその旨及びその理由を利用者に通知しなければならない。ただし、処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

（使用料の減免）

第８条 条例第９条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、茅ヶ崎公園体験学習センター使用料減免申請書に利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- ２ 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。
- ３ 第４条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による申請があった場合について準用する。この場合において、同条第３項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター使用料減免決定書」

と読み替えるものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付（以下「使用料の還付」という。）

は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 教育委員会が災害その他利用者の責めに帰することのできない理由により集会室等を利用することができないと認めたとき 既納の使用料の額の全額(ロッカーにあっては、教育委員会がこれを利用することができないと認めた期間に係る使用料に相当する額)
- (2) 教育委員会が条例第7条第5号の規定により集会室等の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させたとき 既納の使用料の額の全額(ロッカーにあっては、教育委員会がこれを利用することができないと認めた期間に係る使用料に相当する額)
- (3) 利用者が集会室等の利用を開始する前にその利用の取消しの届出をしたとき 既納の使用料の額の10分の8に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）
- (4) 利用者が集会室等の利用を開始する前に利用の承認の内容の変更を申請した場合において、これを教育委員会が承認をしたとき（既納の使用料の額に過納額が生じたときに限る。） 当該過納額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたとき その都度教育委員会が定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎公園体験学習センター使用料還付申請書に利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、還付を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 第4条第2項及び第3項の規定は、第2項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター使用料還付決定書」と読み替えるものとする。

(特別の設備等の申請等)

第10条 利用者は、条例第13条の承認を受けようとするときは、茅ヶ崎公園体験学習センター特別の設備等申請書に特別の設備又は備付けの器具以外の器具（以下「特別の設備等」という。）に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて教育委員会に申請しなければな

らない。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎公園体験学習センター利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎公園体験学習センター特別の設備等決定書」と読み替えるものとする。

- 3 条例第13条の承認を受けた者は、当該特別の設備等の設置に要する費用の全額を負担しなければならない。

（責任者等）

第11条 利用者は、利用の承認を受けた施設の秩序を保持し、及び安全を確保するためあらかじめ責任者を定めておかなければならない。

- 2 利用者は、利用の承認を受けた施設内外の秩序を保持し、及び安全を確保するため必要な整理員を配置しなければならない。ただし、教育委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（遵守事項）

第12条 利用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認を受けたセンターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）以外のものを利用しないこと。
- (2) センターの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 承認を受けた特別の設備等以外のものを設備し、又は利用しないこと。
- (4) 承認を受けないで、附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- (5) 承認を受けないで壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (8) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (9) 指定された場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (10) 喫煙をしないこと。
- (11) 騒音、怒号等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) その他関係職員の指示に従うこと。

（利用後の報告）

第13条 利用者は、条例第14条の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係

職員に報告し、その確認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第14条 利用者及び入館者は、センターの施設等又は備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委規則第6号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

施設名	受付期間			
	市内		市外	
	始期	終期	始期	終期
集会室 実習室 録音室 点訳室	利用日の属する月の3月前の月の初日	利用日	利用日の属する月の2月前の月の初日	利用日

備考 「市内」とは、集会室等を利用しようとする者が茅ヶ崎市内に住所を有し、茅ヶ崎市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは茅ヶ崎市内の学校に在学している場合又は茅ヶ崎市内に事務所若しくは事業所を有する場合をいい、「市外」とは、これらの場合以外の場合をいう。